

提出意見及び意見考慮結果・理由等

	御意見	検討結果
1	【意見文】 今回の「農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令案」において、昨今の物価高騰やスマート農業の普及、経営の大規模化に対応するため、融資限度額が大幅に引き上げられること（個人2億円、法人7億円）について、現場の投資意欲を後押しする施策として基本的に賛成いたします。 その上で、この引き上げられた融資制度が真に実効性を持ち、現場の農業者が安心して活用できるようにするため、以下の4点について運用の改善および配慮を強く要望いたします。 1. 金利負担のさらなる軽減（利子補給の強化）について 融資上限額が数億円規模に拡大する中、金利のわずかな変動が経営に与える影響は非常に大きくなります。物価高騰や円安が続く厳しい経済状況を踏まえ、国や自治体、JAグループによる利子補給の仕組みをさらに手厚くし、超低利または実質無利子期間を設けるなど、借り入れ後の金利負担を最小限に抑える財政的支援を併せて講じていただきたいです。 2. 償還期間および据置期間の柔軟化について スマート農業設備や大規模な自動環境制御ハウスなどの施設投資は、初期投資が巨額になる一方で、投資回収までに長い期間を要します。超大型投資に対しては、現行の償還期間（返済期間）をさらに延長できるようにすることや、作物の特性や地域の実情に応じて「据置期間（返済猶予期間）」をより長く柔軟に設定できるよう、制度の運用幅を広げてください。 3. 審査手続きの簡素化・迅速化について 融資限度額が上がることにより、金融機関（JA等）の審査書類が複雑化し、融資実行までに長期間を要することが懸念されます。現場の設備導入のチャンスや営農計画のタイミングを逃さないよう、オンライン申請の全面導入や審査基準の明確化を進め、申し込みから融資実行までのタイムラグを大幅に短縮する具体的なガイドラインを策定してください。 4. 担保要件の緩和と債務保証制度の連携強化について 数億円規模の融資を受ける際、過度な個人保証や不動産担保を求められると、次世代を担う若手農家や新規参入者が制度を利用できなくなります。農業信用保証保険制度などとの連携をさらに強固にし、経営者の「個人保証なし」でも融資が受けられる特例を拡充するなど、社会全体でリスクを分散・サポートする仕組みを構築してください。 以上、制度の拡充が現場の農業経営の持続可能な発展に直結するよう、実務的なルール整備への反映を期待いたします。	農業近代化資金制度の改正に伴い、運用面についても、審査手続の簡素化・迅速化に向けた取組を進めるべく関係機関と協議を進めているところです。いただいた御意見を参考に、必要な改善を図ってまいります。
2	今回の「農業近代化資金融通法施行令の一部改正（政令案）」は、農業者の設備投資を支援する重要な制度改正だと考えます。しかし、制度の効果を客観的に確認するための成果目標やKPI（成果指標）が示されていない点が気になります。 融資対象設備を拡大すると、農業者の投資行動、生産性、省力化、環境負荷などに直接影響します。見直し後に「何がどれだけ改善したのか」を数値で確認できなければ、行政の説明責任を果たすことができません。EBPM（証拠に基づく政策立案）や行政事業レビューの観点からも、成果目標とKPIの設定は必須だと考えます。 例えば、以下のようなKPIが考えられます。 ・スマート農業設備の導入件数 ・設備導入後の農作業時間の削減率 ・設備導入による収量増加率 ・省エネ設備導入によるエネルギー使用量の削減率 ・融資審査に要する平均日数 ・設備導入後のフォローアップ調査の実施率 これらのいずれか、またはより適切な「客観的な成果目標とKPI」を必ず設定し、制度の効果を継続的に検証できるようにしていただきたいです。 あわせて、これらのKPIを算出するためのデータについては、以下の方法が適切だと考えます。 ・農業者・農業法人からの設備導入状況の定期報告（自治体が収集） ・農業機械メーカーからの出荷・導入件数の提供（国が集計） ・自治体による融資審査期間の記録（農業委員会・担当部署が管理） ・農業者へのフォローアップアンケート（国または自治体の実施） ・省エネ設備の稼働データ（メーカー・農業者からの提出） これらのデータを国・自治体・メーカーが連携して収集することで、制度の効果を客観的に評価できるようになります。 また、この案件には成果目標もKPIも示されていないため、以下の点を明確にしていきたいです。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。」 農業の省力化・効率化・環境負荷低減を確実に進めるためにも、成果目標とKPIの明示をお願い申し上げます。	今回の改正は、農業分野の資金需要の拡大に対応できるよう、民間資金の更なる活用を図り、民間農業融資を促進するために行うものです。 民間農業融資は、個別の民間金融機関の融資審査や経営判断に基づき行われるものであり、融資額等について政策目標を設定することにはなじまないため、KPIを設定しないこととしたものです。

3	法第2条第3項第1号は、2億円の範囲内で政令で定める額以内のものであることという要件を定めている。 この趣旨は、ある程度の裁量権に対する限定を加えつつ、貨幣価値や経済状況等の変化に柔軟に対応できるようにすることであると思われる。 ところが、本件の政令案は、法の改正早々上限である2億円を定めようとするものであり、これでは、今後の貨幣価値や経済状況等の変化に柔軟に対応できず、妥当でない。	農業近代化資金融通法施行令第4条における貸付金合計額の最高限度額については、近年の農業経営の規模拡大等による資金需要の拡大に対応するため、今般、法改正後の限度額である2億円に設定することが必要であると判断いたしました。
4	個人などはよいと思いますが、返済額の増額および財源の確保などはどうするおつもりでしょうか。	今回、個人の貸付限度額の引上げを行います。過剰な投資が行われたり、返済不能な負債を借入者に生じさせたりすることのないよう、各民間金融機関に対しては、改めて適切な審査を実施するよう指導してまいります。
5	1. 外資等の不透明な参入を防ぐ審査基準の欠如について 本改正案では、農林中央金庫が議決権の過半数を有する株式会社を新たな貸付対象に追加し、さらに個人の貸付限度額を一気に2億円へと引き上げることが示されています。 しかし、表向きの議決権割合のみを要件とすることは、実質的な資金提供者や提携先を通じた「外国資本や不透明な投資マネー」による迂回参入と農地支配を許す深刻な抜け穴となります。 巨額の公的融資枠を設ける以上、背後にある資本の透明性を厳格に審査・排除する仕組みを政令または運用指針に明記することを強く求めます。 2. 「融資拡大」に偏重した政策による地域農業の崩壊リスク 貸付上限の2億円への引き上げや、償還期限の最大20年への延長は、特定の大規模法人による過剰な農地の囲い込みを助長する危険性があります。 国の宝である食料安全保障を支えているのは、地域の多様な家族経営農家です。 意欲ある農家に過大な負債リスクを背負わせ、実質的に金融機関の強い管理下に置くような制度設計には反対します。 真に農業の近代化と振興を図るのであるならば、融資による借金漬けではなく、返済不要の直接支払制度やインフラ整備への無償交付金を大幅に拡充すべきです。	今般の政令改正は、農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和8年法律第16号）の施行に伴い、近代化資金の貸付対象である法人、とりわけ地域の農林水産業の発展に資する取組を行う国内の会社に対し、農林中央金庫による出資が増加することが見込まれることや、農業経営の規模拡大等に伴い農業者の資金需要が増大していることを踏まえたものです。 今回、貸付限度額や償還期限の延長を行います。過剰な投資が行われたり、返済不能な負債を借入者に生じさせたりすることのないよう、各民間金融機関に対しては、改めて適切な審査を実施するよう指導してまいります。
6	「農業経営高度化資金の創設に際した持続可能な融資運用及び多様な農業経営の維持について」 農業者の高齢化、担い手不足、農地集積の進展等により、大規模な設備投資や農地取得を必要とする農業経営が増えていることを踏まえ、農業近代化資金を拡充し、農業経営高度化資金を創設していく方向性については、理解いたします。 一方で、新制度では貸付限度額が個人2億円、法人・団体7億円へと大幅に拡大され、償還期間も20年以内となることから、制度の運用の仕方によっては、農業経営の大型化と同時に、債務の大型化・長期化も進む可能性があるのではないかと感じております。 農業は、農産物価格、資材・肥料・燃料価格、金利、気象災害、病害虫、収量等、経営者自身では十分に制御することが難しいさまざまな変動要因の影響を受ける産業であると考えております。 そのため、今回の貸付限度額の大幅な拡大及び資金使途の追加に伴い、融資判断に当たっては、現在の財務状況や事業計画等の確認に加え、農産物価格の下落、資材価格の上昇、金利上昇、収量低下、自然災害等の複数の悪化シナリオを想定した中長期的な返済余力についても確認する、いわゆるストレステストに相当するような仕組みを設けていただくと幸いです。 特に借換えを資金使途として認める場合には、既存債務の長期化によって一時的に資金繰りが改善することと、農業経営そのものの収益性が改善することとを区別していただき、借換えへの依存が繰り返されることのないよう、経営改善計画及び継続的なフォローアップを制度上明確にさせていただくことが望ましいのではないかと考えております。 また、本制度が地域計画に位置付けられた農業者等の経営発展を後押しし、結果として農地集積の進展にも影響し得る一方で、小規模家族経営、複合経営、集落営農、新規就農者、有機農業・自然農法等、多様な農業経営の形が事実上不利にならないよう、ご配慮いただければと思います。 農業政策の目的は、必ずしも一経営体当たりの規模を最大化することだけではなく、地域全体として食料生産力、農地、水管理、景観、集落機能及び災害への耐久性を維持していくことにもあるのではないかと考えております。 そのため、今回の融資制度の拡充とあわせて、大型融資による個別経営体の規模拡大だけでなく、農業機械の共同利用、共同乾燥調製施設、集落営農、共同物流等、農業者一人当たりの債務負担を過度に増やすことなく地域全体の生産力を高める取組についても、引き続き支援を充実させていただければと思います。 農業者の方々が、それぞれの地域や経営の実情に応じた選択をすることができ、「大きな債務を負わなければ地域農業を続けられない」という構造にならないような制度運用をお願いできればと思います。 あわせて制度施行後には、貸付件数・貸付額だけでなく、貸付額の中央値、経営規模別の利用状況、農地取得への利用額、借換え利用額、条件変更件数、延滞・代位弁済等について、個人情報に十分配慮しつつ可能な範囲で集計情報を継続的に公表していただき、制度が農業経営の持続可能性や地域農業にどのような影響を与えているのか、中長期的に検証できる仕組みを設けていただくと幸いです。 農業の規模拡大を必要とする担い手の方々に十分な資金が行き渡るようにしつつ、過剰な債務負担を防ぎ、規模拡大を選択しない農業者の方々も地域農業を支える一員として存続していただけるような制度として運用されることを、期待しております。	今回の改正は、昨今の農業経営の規模拡大等に伴う資金需要の増大に対応し、民間資金の更なる活用を図り、民間農業融資を促進するために行うものです。 今回、農業近代化資金融通法施行令の改正により、貸付限度額の引上げや償還期限の延長を行います。過剰な投資が行われたり、返済不能な負債を借入者に生じさせたりすることのないよう、各民間金融機関に対しては、改めて適切な審査を実施するよう指導してまいります。 農林水産省としては、食料安全保障の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者を支えることにより、地域農業及び集落機能の維持を図ってまいります。

立場 減税と財政規律を重視する一国民として提出する。本意見は特定の政党を代表するものではない。 意見の結論 本政令案には反対する。少なくとも次を満たさない限り制定すべきではない。 (1) 第四条の貸付金合計額の最高限度を千八百万円から二億円へ一律引上げしないこと。引上げるなら対象を限定し、自己資本・収益・既存債務の要件を政令又は同時改正の基準に書くこと。 (2) 第二条の表の償還期限を十五年以内から二十年以内へ広げる措置を、耐用年数の短い機械・施設にまで及ぼさないこと。 (3) 農林中央金庫が主たる出資者等である法人を対象に加える場合、利益相反、グループ内取引、情報開示の制約を政令又は関連規定で置くこと。 (4) 利子補給・保証料助成・想定損失の十年試算を制定前に公表し、歳出増と同額その他補助金削減又は減税財源化を示すこと。 (5) 意見募集期間の短縮を撤回し、財政影響資料を添えて再募集すること。 第1 対象と改正の実質 本政令案は、令和八年法律第十七号の施行に合わせ、農業近代化資金通法施行令を改正するものである。公表資料及び案文から読み取れる主な内容は次のとおりである。 (1) 第一条に、農林中央金庫が議決権等の過半を有する農業振興事業法人を追加し、旧第九号の任意団体を第十号へ繰り下げる。 (2) 第二条の資金種類の表について、償還期限の十五年を二十年へ改める箇所を広げる。 (3) 第四条の「その他の農業者」の貸付金合計額の最高限度を、千八百万円から二億円へ改める。 (4) 施行期日を改正法の施行日(令和八年十月一日)とする。 法律は上限の枠を「政令で定める額」まで広げた。本政令案はその枠を上限いっぱいまで使う。したがって本政令は、法律の字句整備ではなく、税を財源とする低利長期信用をおよそ十一倍に開く実行規定である。 意見募集は令和八年八月十七日から同年九月六日までとされ、三十日未満である。理由は「法律の施行に併せる必要がある」とのことである。これは期限ありきで国民の吟味を削る手続である。 第2 減税派としての基本認識 規模拡大や生産性向上そのものを否定しない。否定するのは、その手段として利子補給付き制度金融の枠を巨額化し、償還を長くし、対象法人を広げることである。 (1) 末端金利を低く見せる利子補給は、隠れた歳出である。負担は都道府県と国の一般財源、つまり納税者に帰する。 (2) 農業者の手元資金を厚くするなら、特定借入の金利差補給より、所得税、法人税、固定資産税、燃料課税、事業承継課税の減税の方が歪みが小さい。 (3) 限度額と償還期間を同時に広げると、回収不能時の損失が農業信用基金協会、地方、国へ波及する。これは将来の増税圧力である。 (4) 金利のある世界で制度金利だけを長く低く固定すれば、民間の審査と金利形成を歪める。 本政令は、その拡大を数値で確定する文書である。 第3 第四条の二億円への引上げ 現行の千八百万円は既に小さくない。これを二億円にする理由として「資金需要の拡大」が挙げられるが、需要があることと、税で差額を埋めて貸すべきことは別である。 問題は次である。 (1) 個人事業に近い農業者まで二億円を原則上限にすると、過大投資と資産価格の押上げが起きやすい。 (2) 知事特認で二億円まで認めてきた例外を原則化すれば、審査の緊張が落ちる。 (3) 限度だけ上げて、自己資金割合、所得対比債務、既存借入合算の上限を政令に書かないのは、入口を広げるだけでリスク管理を下位通知に先送りするものである。 (4) 二億円を二十年で返せば、機械の陳腐化後も債務が残る。税による補給がその期間続く。 (5) 大規模層が枠を使い、小規模層は書類負担と地方の予算不足だけを負う不公平が起き得る。 求める修正は次である。 (1) 原則限度は据え置き、二億円は認定農業者かつ一定の自己資本・売上要件を満たす場合に限る。 (2) 既存の近代化資金、公庫資金、保証付き民間借入との合算上限を政令で置く。	今回の改正は、昨今の農業経営の規模拡大等に伴う資金需要の増大に的確に対応し、民間資金の更なる活用を図り、民間農業融資を促進するために行うものです。 いただいた御意見を参考に、各民間金融機関に対し、改めて適切な審査を実施するよう指導するなど、制度の適切な運用を図ってまいります。
--	--

- (3) 引上げ幅に応じた延滞率のストレス試算を添付する。
- (4) 引上げに伴う利子補給増を、他の農業補助金の削減で相殺する。

第4 償還期限の二十年への延長

案は第二条の表などで十五年を二十年に改める。据置は従来どおり長い。これは元本の回収を遅らせ、補給金の現在価値を増やす。

問題は次である。

- (1) 農機、センサー、環境制御装置の経済的耐用年数は二十年より短いことが多い。資産価値が消えた後の債務を税で支える制度になる。
- (2) 償還が長いほど金利上昇時の補給負担が増える。政令に補給率の自動拡大を止める歯止めがない。
- (3) 長期化は借換え前提の計画を通しやすくし、実質的な債務の先送りを正当化する。
- (4) 委員会審議でも、政令が原則十五年に抑え込んできた点が指摘されていた。それを法律の枠いっぱいには伸ばすなら、国会で示された懸念を政令で潰すことに等しい。

求める修正は次である。

- (1) 二十年は建物、土地改良に準ずる長期資産に限る。
- (2) 機械・装置は十五年以内、又は耐用年数以内とする。
- (3) 据置中の元本据置きと利子補給の併用を制限する。
- (4) 投資回収年数が償還期限を超える計画は対象外とする旨を関連規定と整合させる。

第5 農林中央金庫関連法人の追加

第一条に、農業者等に加え農林中央金庫が過半の議決権等を持つ農業振興事業法人を加える。系統の事業法人が制度金利で設備を持てば、系統外の加工・物流・資材企業との競争条件が税で歪む。

問題は次である。

- (1) 出資者と融資判断が近い場合、審査の独立性が弱まる。
- (2) グループ内取引の付け替えで「農業振興を主たる事業」を満たし得る。
- (3) 制度資金で取得した資産のグループ内利用や転貸を制限する条文がない。
- (4) リスクが系統と保証保険と地方財政に集中する。

求める修正は次である。

- (1) 出資者又はその子会社が主たる融資機関となる場合の利益相反管理を要件化する。
- (2) グループ内売上比率の上限を置く。
- (3) 対象法人の資本関係と役員の開示を義務付ける。
- (4) 追加対象を、農業者等が実質的に利用する共同施設に限る。

第6 任意団体の号ずれだけでは足りない

旧第九号の法人でない団体を第十号にするのは形式整備である。しかし第四条と償還期限の拡大の後も、任意団体を同じ巨大枠の借受者に残すなら、責任財産も監査もない集団に長期の税補助信用を与えることになる。

政令で少なくとも次を書くべきである。

- (1) 任意団体の貸付残高上限を、法人より低く置く。
- (2) 構成員の連帯責任又はこれに代わる担保を要件化する授權を明確にする。
- (3) 告示に委ねるにしても、政令の委任範囲として会計、解散、債務承継を欠かさない。

号ずれだけの改正は、最もガバナンスの弱い借受者に、最も大きい枠を残す。

第7 財政負担と地方への転嫁

近代化資金の低金利は、基準金利と貸付利率の差を都道府県の利子補給が埋め、国が広域案件や金利負担軽減、保証料助成で上乗せする構造である。税源移譲後、都道府県の一般財源が中核である。

本政令案は次を示していない。

- (1) 限度二億円・償還二十年の後の想定残高
- (2) 金利が1パーセント上昇したときの補給所要額
- (3) 都道府県別の予算不足見込み
- (4) 代位弁済が増えた場合の基金協会と保険勘定への影響
- (5) 既存のスーパーL資金、収入保険、各種交付金との重複

地方が補給を続けられなくなれば、住民サービスの削減か住民税の減税余地の喪失になる。減税派から見れば、本政令は地方を通じた負担先送り装置である。

制定するなら、十年間の補給・保証・想定損失の試算を官報レベルで公開し、歳出中立の内訳を付けるべきである。

第8 法律成立を理由にした手続の短縮

募集期間短縮の理由は施行への間に合わせである。しかし施行日を令和八年十月一日と決めたのは政府である。自ら短い期限を作り、意見提出の機会を削ることは行政手続法の趣旨に反する。

法律で上限の外枠が決まったとしても、政令が何円にし、何年にするかは裁量の核心である。ここを短縮手続で通すなら、パブリックコメントは形式になる。

財政試算と対象限定案を添えて、三十日以上再募集を求める。

第9 減税との代替

農業の資金繰りを改善する本筋は、借入を安く見せることではない。税と規制で消えるキャッシュフローを戻すことである。

優先すべきは次である。

- (1) 設備の即時償却又は短い償却の拡充
- (2) 軽油引取税など燃料・車両課税の本則減税
- (3) 農地・施設の承継課税の簡素化
- (4) 所得税・法人税の限界税率引下げ
- (5) 利子補給承認に要する計画書と審査会の削減
- (6) 農地と施設の規制緩和により、通常の民間融資が通る案件を増やすこと

低利融資は見かけの金利を下げる。減税は返済原資を生む。本政令は前者を巨大化し、後者の財源を食う。

第10 他産業との公平

町工場、運輸、介護、小売も人手不足と設備高に直面している。農業だけ限度を十一倍にし償還を五年延ばす理由を、食料安全保障だけで説明するのは粗い。備蓄、検疫、種子保全など公共財に近い支出と、個別経営の設備投資は分けよ。後者まで税で金利差を埋めるなら、他産業にも同等に開くか、どちらも減税と規制改革に寄せるべきである。

第11 求める修正の一覧

1 第四条

千八百万円を原則として維持する。二億円は要件付き例外とし、合算債務の上限を書く。

2 第二条の表

二十年は長期資産に限る。機械装置は十五年以内とする。

3 第一条

農林中央金庫関連法人には利益相反と開示の要件を付ける。任意団体にはより低い上限を付ける。

4 附則

施行を急ぐ理由で意見募集を短縮しない。試算公表後に再募集する。

5 財政

補給増は他の農業歳出の削減で相殺する。実質ゼロ金利近傍の上乗せは縮小し、減税財源に回す。

第12 結び

本政令案は、法律が開けた枠を上限まで使い、個人二億円、法人七億円級の制度へつなぐ実行規定である。償還の長期化と対象法人の追加が重なり、納税者の偶発債務は増える。任意団体の号ずれ修正だけでは、入口の緩さは残る。

必要なのは、特定の借入を安くすることではなく、農業者を含む納税者の手元に残る所得を増やすことである。財政影響の開示も、対象の限定も、歳出中立も、十分な意見募集もない本政令案には反対する。

以上